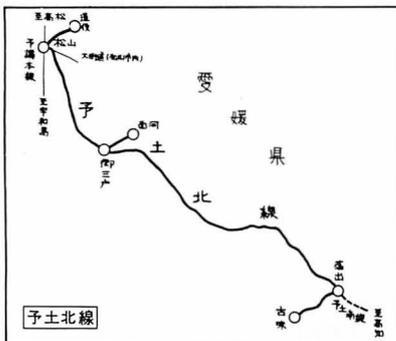


適地としても広く知られている。(可野虎男)

よどほくせん 予土北線 愛媛県松山市と同県上浮穴郡柳谷村(落出)を結ぶ国鉄自動車路線であって、所管する自動車営業所は松山市にある。

- 1 区間およびキロ程 松山・落出 55 km
 大街道・道後 3
 御三戸・面河 26
 落出・古味 15
- 2 沿革 松山・久万 昭9・3・24 開業
 久万・落出 昭10・7・21
 落出・古味 昭26・2・6
 大街道・道後 昭30・10・20
 御三戸・面河 昭30・10・20
- 3 営業範囲 旅客・手小荷物および貨物の取扱をしている。
- 4 使命 予土南線を通じて松山市と高知県佐川町、高知市を結ぶ鉄道先行ならびに代行路線としての使命を有するほか、沿線地方の産業文化の発展助長の使命をも有する。
- 5 特長 松山・高知間の直通便を2往復運転している。

沿線の道後温泉はむかしから霊泉として全国的に有名であり、風光明媚な遊覧の地である。湯は無色透明で多量のラジウム・エマナチオンを含有するアルカリ泉、はだざわりのよいなめらかさを有する。沿線の御三戸から面河川をさかのぼること26km、面河関門から上流を面河溪といい、石鎚の山はだをぬって流れる5kmの間の溪谷は美しい。(可野虎男)



よねざかせん 米坂線 奥羽本線米沢駅と羽越本線坂町駅とを結ぶ90.7kmの線。奥羽線に属し線路等級は丙線である。米沢から長井線今泉を経て羽越本線坂町を結ぶ鉄道として、大正15・9米沢・今泉間開通、米坂東線と呼称、続いて昭和6・8坂町・越後下関間米坂西線が開通した。その後両線とも建設を進め、昭和11・8小国・越後金丸間の開通によって両線全通、線名を米坂線と呼称することとなった。線名は両端地米沢、坂町の頭文字をとった。(森 徳寿)

よびえきしゅ 予備駅手 駅におかれる職で駅手・踏切警手の職務を代行するものである。普通の場合他駅に助勤にゆくのを、たてまえとしており、毎日の勤務は駅長の勤務指定により、勤務する駅および代行する職名がきめられる。(加藤誠次郎)

よびえきむがかり 予備駅掛 駅におかれる職で駅長の指

揮をうけて出札掛、改札掛、小荷物掛、貨物掛、電信掛、職務掛の職務を代行するものである。普通の場合他駅に助勤にゆくのを、たてまえとしており、毎日の勤務は駅長の勤務指定により、勤務する駅および代行する職名がきめられる。(加藤誠次郎)

よびこうないしゅ 予備構内手 駅におかれる職で転轍手・連結手の職務を代行するものである。普通の場合他駅に助勤にゆくのを、たてまえとしており、毎日の勤務は駅長の勤務指定によって、勤務する駅および代行する職名がきめられる。(加藤誠次郎)

よびしゅ 予備車 毎日運転する旅客列車が設定され、それらの列車編成が定められ客車運用が組まれると、それらの列車を運転するために必要な客車の数が算出される。この客車数を所定使用車数と称している。客車は毎日使用していれば、故障で修繕を必要とする場合も生じ、一定の期間使用すれば、検査のため工場へ入場させなければならない。所定の使用車数をつねに確保して、列車を毎日定められた編成で運転するためには、これに対処するため予備の客車が必要である。また毎日運転する定期列車は、1年中の平均輸送量を対象として設定されているので、閑散期には多少の余裕ある輸送状態を示すけれども、年末・年始・春秋の行楽季節・各種の行事・団体等の輸送の場合は定期列車に客車を増結して輸送するほか、必要に応じて臨時列車を運転して輸送を完遂するのである。予備車とはこのように客車の故障・検査等のために休車する場合の代替および旅客の波動に対処するため、臨時増結・臨時旅客列車に使用するために保有する客車をいう。(吉池義雄)

よびじょやく 予備助役 駅におかれる職で駅長・助役・運転掛の職務を代行するものである。普通の場合他駅に助勤にゆくのを、たてまえとしており、毎日の勤務は駅長の勤務指定によって、勤務する駅および代行する職名が決められる。(加藤誠次郎)

よびひん 予備品 工場予備品および予備機器に区分され、作業資産として決算表に計上される。

1 工場予備品

車両・機械・自動車および船舶の部品であって加修の上、その物品が反復使用できるものをこれに編入する。たとえば車両修繕を行う際、ある部品が損耗しているため取り替える必要が生じた場合、その取りはずし品を修繕した上で取り付けるのではなく、新品もしくは同じ部品であらかじめ修繕しておいたものをただちに取り付ける作業を行う。そのためただちに取り付けることのできるように、あらかじめ取りはずし品を修繕して予備として保管しているか、または新品を貯蔵品から振替えて予備品としておく必要がある。このような循環修繕品を工場予備品という。その総額は経理局長が資材局長および工作局長と協議して定め、工場に保有する予備品の品種・単価および保有額は総額の範囲内で、工場長が地方資材部長と協議して定める。工場予備品の単価は循環するという考え方から、乙種貯蔵品の価格を基準として設定している。

工場の修繕受持区において工場予備品の修理を工場に請求する場合は、工場修繕品送状で現品を工場に送付し、工場では代替品をただちに受持区に対して送付するとともに損品の修繕を行う。工場では工場および受持区の保有額を予備品原簿に記載しておき、損品と修繕品の交換をする場合は予備品受払票でその受持を明かにしておく。

予備品原簿はつぎの場合にその受払を行う。

- (1) 工場予備品を新規に設定または増備する場合